パーソナルモビリティ安全利用官民協議会資料

JEMPA加盟社での
特定原付ヘルメット着用の取組みについて

2024.03

JEMPA
一般社団法人日本電動モビリティ推進協会

各社で取り組んでいるヘルメット着用促進の取り組み

JEMPA
一般社団法人日本電動モビリティ推進協会

・コラムなどを通じて、ヘルメット着用促進の情報発信を実施

ヘルメット着用の努力義務スタート！「自転車」「特定小型原動機付自転車」を安全に利用するために

#道交法　#自転車　#特定小型原動機付自転車

ヘルメット非着用時の致死率は約2.1倍！

また、以下のようなデータもあります。
自転車走行中のヘルメット非着用時の死傷者に占める死者の割合（致死率）は、着用時に比べて約2.1倍高く、頭部損傷が重大な事故につながりやすいことが確認されているそうです。
こちらもヘルメットの重要性がうかがえるデータ（図2）です。

図2:自転車乗車中のヘルメット着用状況別の致死率（平成30年～令和4年統計より）
警視庁HPより抜粋

各社で取り組んでいるヘルメット着用促進の取り組み

JEMPA
一般社団法人日本電動モビリティ推進協会

・ヘルメットの同時販売を実施の他、ヘルメットをバイクに掛けるオプション提案など
ユーザーの利用シーンに寄り添った提案を実施
サイトの走行シーンはヘルメット着用写真を掲載

ヘルメットロックホルダー

¥2,310

カートに追加

GFR 01 GFR 02 NFR -01 Pro

GFRシリーズ、NFR-01共用のヘルメットロックホルダー。
ダイヤル式。左右90°に開口し簡単にヘルメットを車体に留めてロックできま

カート

電動サイクル NFR-01 Pro
Matte Black
− 1 +
¥297,000

glafitオリジナルロゴ入りヘルメット　サイドロゴ
チャコール / Mサイズ
− 1 +
¥13,200

ヘルメットロックホルダー
− 1 +
¥2,310

JEMPAで取り組んでいるヘルメット着用推進の取り組み

JEMPA
一般社団法人日本電動モビリティ推進協会

・各所講演で、ヘルメット着用の必要性を案内するとともに、
試乗会では、ヘルメットの着用を必ずして実施している

パーソナルモビリティ安全利用官民協議会資料

JEMPA加盟社での
一般小型原付販売ガイドラインの取組みについて

2024.03

JEMPA
一般社団法人日本電動モビリティ推進協会

販売ガイドランの取り組み

JEMPA
一般社団法人日本電動モビリティ推進協会

・購入者に対する車両区分の明示を実施

原付1種 GFR-02

原付1種 LOM

特定原付 NFR-01 Pro

ZERO9 Lite
特定小型原付／免許不要

ZERO9
原付一種

ZERO10X
原付二種

Fiido Q1S
特定小型原付／免許不要

販売ガイドランへの取り組み

JEMPA
一般社団法人日本電動モビリティ推進協会

・ペダル付き電動バイクについての注意事項(原付に該当)と免許証の確認、
ナンバー取得と自賠責加入の確認を実施

※警察庁が定める販売ガイドラインに基づき、原付一種を運転できる免許証をメールにて確認させていただきますので予めご了承下さい。運転免許証の確認が完了後、スタートアップキットを発送させていただきます。

ご購入いただく上での留意事項

ペダル付原動機付自転車は、電源を切った状態でのペダル走行でも原付扱いです。
GFR-02は「モビチェン」機構を取付け作動させている場合に限り、道路交通法上「普通自転車」として認められます。
＞ 詳しくはこちら

【ナンバー登録必須】

軽自動車税申告兼標識交付申請が必要です。

【自賠責保険加入必須】

自賠責保険に加入し、走行時は書類を携帯してください。

【ヘルメット着用必須】

全モードで原付扱いとなり、ヘルメット着用が義務です。

【運転免許証の携帯必須】

第一種原動機付自転車運転免許が必要です。車道走行のみ。原付扱いのため歩道や自転車専用道の走行は禁止です。

【バッテリー切れ時は走行不可】

バッテリー切れにより灯火類が消灯した場合には、（ペダル走行モードでも）走行することはできません。バッテリー切れ時には原動機付自転車の基準（ヘッドライト点灯、右左折時のウィンカー点滅）を満たせないため、バッテリー切れ時には（ペダル走行モードでも）走行することはできません。

【その他注意事項】

☑ご購入にあたり運転免許証の確認が必要になります。ご注文後、メールにて確認をさせていただきますので予めご了承下さい。
☑必要な運転免許を持たない者に対して貸出、譲渡、販売など車両の提供を行った場合、法律により罰せられます。第３者へ提供される場合には必ず相手の運転免許証をご確認ください。
☑不正改造は法律で禁止されています。モビチェンや保安部品を改造する行為は絶対に行わないでください。

傷などによる返品・返金は不可となります。

*詳細は公式サイトや関連記事をご確認ください。

現時点では、免許証の確認をメールなどで目視で確認を実施。（今後はアプリにて自動確認を検討中）
また、免許証確認後はこれまで通り、ナンバー取得と自賠責保険加入確認後に車体を発送しています。

販売ガイドランへの取り組み

JEMPA
一般社団法人日本電動モビリティ推進協会

・保安基準に適合した車体の販売を行い、不正改造防止に関する注意事項を掲載

JEMPA 加盟社　保安基準車両チェックリスト

提出日：2022, 6, 30

社名：glafit株式会社

製品名：GFR-02

区分：(原付１種[20km/h 以上)　原付１種[20km/h 未満]　原付２種

部位	内容	確認	エビデンス
①制動装置	・独立した２統系の制動装置 ・どちらの制動装置も機械式 (ディスクブレーキやドラムブレーキ)のような物理的な機構であること	○	法規制調査結果報告書
①制動装置 20km/h 以上	乾燥路面上で最高速度の 80%の速度から制動をかけた場合、試験時の速度を V(km/h)として、 ・前輪のみのブレーキでは 0.1V+0.011V^2 (m)以内、 ・後輪のみのブレーキでは 0.1V+0.0143V^2 (m)以内に停止すること	○	制動試験レポート
①制動装置 20km/h 未満	乾燥路面上で最高速度の 80%の速度から制動をかけた場合、それぞれの制動装置を独立に操作した時には 11.5m 以内、同時に操作した時には 6.4m 以内で停止すること	該当せず	
②前照灯	・常時点灯である旨、（乗車者が消灯できない構造になっていること） ・照明部の高さが地上 1.3m 以下に取り付けられていること	○	法規制調査結果報告書
	・40m 先の障害物を認識できる光量があること	旧道路交通法（2003.09.26）にて確認済 新道路交通法(2021.6.9)では未確認	
③後写鏡	・後部反射鏡の中心は車両中心線から 280mm 以上外側にあること	○	法規制調査結果報告書
	・反射面の面積は 69 ㎠以上であること ・反射鏡が円形の場合は当該反射面の直径は 94mm 以上であること ・反射鏡が円形以外の場合には、当該反射面は直径 78mm の円を内包できること	○	法規制調査結果報告書
④後部反射器	・形が文字及三角形以外の形であること	○	法規制調査結果報告書
	・夜間に後方 100m の車両の前照灯で照射した時に反射光を確認できること	○	法規制調査結果報告書
⑤警音器	・連続音であること ・前方 7m の位置から 83dB 以上 112dB 以下の音量であること	○	法規制調査結果報告書
⑥制動灯	・点滅ではなく点灯すること	○	法規制調査結果報告書
	・昼間に後方 100m から制動灯の点灯を確認できること	○	法規制調査結果報告書
⑦尾灯	・常時点灯であること　（乗車者が消灯できない構造になっていること）	○	法規制調査結果報告書
	・夜間後方 300m から確認できること	○	法規制調査結果報告書
⑧番号灯	・夜間に後方 8m の距離から標識の番号等を確認できること	○	法規制調査結果報告書
	・ライトの色が白色であること	○	法規制調査結果報告書
⑨方向指示器	・前方及び後方 30m の距離から指示部を認識できること	○	法規制調査結果報告書
	・前方の方向指示器は照明部の最内線同士の間隔が 240mm 以上あること ・後方の方向指示器は照明部の最内線同士の間隔が 150mm 以上あること	○	法規制調査結果報告書
	・点滅周期は 60～120 回/分、一定の周期で流れること	○	法規制調査結果報告書
⑩速度計	・速度計を備えること	○	法規制調査結果報告書
	・速度計の指示速度は車両の実速度を下回らないこと	○	法規制調査結果報告書

※原付１種[20km/h 未満]については、⑥⑦⑧⑨⑩については取付義務はないため、取付けていない場合は／を記載してください。

ご購入いただく上での留意事項

ペダル付原動機付自転車は、電源を切った状態でのペダル走行でも原付扱いです。
GFR-02は「モビチェン」機構を取付け作動させている場合に限り、道路交通法上「普通自転車」として認められます。
＞詳しくはこちら

【ナンバー登録必須】

軽自動車税申告兼標識交付申請が必要です。

【自賠責保険加入必須】

自賠責保険に加入し、走行時は書類を携帯してください。

【ヘルメット着用必須】

全モードで原付扱いとなり、ヘルメット着用が義務です。

【運転免許証の携帯必須】

第一種原動機付自転車運転免許が必要です。車道走行のみ。原付扱いのため歩道や自転車専用道の走行は禁止です。

【バッテリー切れ時は走行不可】

バッテリー切れにより灯火類が消灯した場合には、（ペダル走行モードでも）走行することはできません。バッテリー切れ時には原動機付自転車の基準（ヘッドライト点灯、右左折時のウィンカー点滅）を満たせないため、バッテリー切れ時には（ペダル走行モードでも）走行することはできません。

【その他注意事項】

☑ご購入にあたり運転免許証の確認が必要になります。ご注文後、メールにて確認をさせていただきますので予めご了承下さい。
☑必要な運転免許を持たない者に対して貸出、譲渡、販売など車両の提供を行った場合、法律により罰せられます。第３者へ提供される場合には必ず相手の運転免許証をご確認ください。
☑不正改造は法律で禁止されています。モビチェンや保安部品を改造する行為は絶対に行わないでください。

傷などによる返品・返金は不可となります。

※詳細は公式サイトや関連記事をご確認ください。

JEMPAでは、加盟時に保安基準を満たした車両の販売を入会基準に設けており、保安基準車両チェックリストの運用を実施しています。※特定原付は性能等確認制度が整ったのでこちらの取得をマストとしており、今後一般小型原付についても、このチェックリストから性能等確認の取得に切り替えて運用を行う予定としています。

販売ガイドランへの取り組み

JEMPA
一般社団法人日本電動モビリティ推進協会

・店頭販売の場合にも、免許証確認の徹底の他
転売防止等の説明については書面を用いながら口頭で説明し、書面交付を行う。

(例)店頭でのペダル付き電動バイク販売の流れ

検討段階
- ・試乗申込書の記入
- ・免許証のコピーの徴収
- ・車両の操作方法説明
- ・交通ルールの案内

↓

購入時
- ・免許証の確認
- ・注意事項の口頭説明と書面交付
- ・ナンバー取得の案内(代行取得も可能)
- ・ナンバー取得後持参して自賠責手続きを店頭実施し整備した車体にナンバーを取付け引き渡し(納車)

ペダル付き原動機付自転車を販売する上での注意事項【対面販売(実店舗)の場合】

【店頭での表示や対応について】
・陳列場所の見やすい場所に「一般原動機付自転車」等の車両区分をわかりやすく表示すること
・陳列場所の見やすい場所に「運転免許が確認できないものには販売しない」ことをわかりやすく表示すること
・販売時に購入者の運転免許証を確認すること
・購入者と受取人(お届け先)が異なる場合は、受取人の運転免許証も確認すること
・型式認定、性能等確認、国交省のフォーマットによる保安基準適合証明書のいずれかが添付された車体のみを販売すること
・販売する車体が保安基準に適合していることを表示すること
・捜査機関からの照会等に対して迅速かつ真摯に対応すること
【店頭でのお客様への説明事項について】
・ペダル付き原付はアシスト自転車ではないこと、および運転免許が必要であることを購入者に対して説明すること

販売店へのガイドライン案内の一部抜粋

電動バイク GFR-02 ご購入に際しての注意事項

・ペダル付き電動バイクはアシスト自転車でありません。運転免許証が必要で運転の際は必携です。

・ペダル付き原付は電源を切ってペダル走行する場合も一般原付の交通ルールで走行する必要があります。
ただし、モビチェンを起動しナンバーを覆っているいるときは自転車の交通ルールでの走行が可能です。

・無免許運転は 3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金となります。

・運転免許を持っていない者にペダル付電動バイクを提供した場合は、提供した者も処罰されます。

説明書面一部抜粋

販売ガイドランへの取り組み

JEMPA
一般社団法人日本電動モビリティ推進協会

・コラムなどを通じて、ペダル付き電動バイクが原付扱いであることや
購入時に確認することなど、消費者向けに情報発信

ペダル付き電動バイク購入時に知っておくべき3つのポイント

#GFR #道交法 #モビチェン #電動バイク #電動アシスト自転車 #原付 #ペダル付き電動バイク #電動モペット

2025.1.16

2024年11月の改正道交法により、「ペダル付き電動バイクは一般原付である」という事が道路交通法に明文化されました。近年、電動のパーソナルモビリティの普及とともに、ペダル付き電動バイクでの人身事故の急増や全国での違法車両等の摘発件数の増大が問題となってきたために法改正となりました。
今回は、今人気のペダル付き電動バイクを購入する場合に、知っておきたい事前のチェックポイントを3つご紹介します。

それは自転車ですか電動バイクですか？知らない間に違法走行しているかも!?

ペダル付き電動バイクの他、電動モペットやフル電動自転車と呼ばれている

ペダル付き電動バイクは、他にも「電動モペット」「フル電動自転車」などいろいろな呼ばれ方があって、見わけもつきにくいと言われます。このモペットは「MOTOR」と「PEDAL」を組合せた造語「Moped」に由来するといわれています。また、電動アシスト自転車の漕がないものとして「フル電動自転車」と呼ばれたりすることもあります。
ぱっと見た限りではペダルもあり自転車に見えるため、自転車と勘違いして道路を走ってしまう…なんていう事にもなりかねません。これらの呼び方のもの全てが一般原付（以下、原付）に該当しますので、注意が必要です。

勘違いしがちな電動アシスト自転車と原付の違い

ペダル付き電動バイクは、電動モーターを搭載した乗り物です。
ペダルもついていますが、アクセルを装備しペダルを漕がずにモーターの動力のみで走行できます。漕がなくても自走できる機能があるものは全て原付となります。

電動アシスト自転車は「駆動補助機付自転車」となりあくまで”自転車”の扱いとなり、必ず漕がないと進みません。ハンドル周りにスロットルなどのアクセル装置があるものは原付ですので、見分けるポイントになります。

販売ガイドランへの取り組み

JEMPA
一般社団法人日本電動モビリティ推進協会

・イベント等での啓発活動の実施

イベント時に警察庁制作のリーフレットを配布しながら、
ペダル付き電動バイクの展示や、車両区分の違いによる比較を
わかりやすく展示するなどの啓発活動を積極的に実施しています。

まとめ

JEMPA
一般社団法人日本電動モビリティ推進協会

特定原付においては、
ヘルメット着用は努力義務ではあるが、特定原付販売時にセットで購入できる環境を整え、
　販売代理店などへもセット販売提案を実施してもらうなどの取り組みを継続して実施。

ペダル付き電動バイクなどの一般小型原付においては、
販売時に運転免許証確認を徹底すると同時に、
消費者への情報提供を積極的に行い、無免許の者への転売防止や、保安基準を満たした
車両販売（一般小型原付の性能等確認取得）を行う。